

第32条の9 第31条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。(す)

【解説】

本条は、動植物油の適用除外について定めたものである。

動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている。したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない1万リットル未満の動植物油については、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう規制の統一を図るため第31条から第32条の7までの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第34条に貯蔵及び取扱いの基準を定めている。